

厚生委員会議案説明資料

令和3年12月9日

議案説明資料件名	頁
(1) 第114号議案 債権の放棄について	2

(福 祉 部)

第 1 1 4 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 9 日

件 名	債権の放棄について
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <p>種類 足立区生業資金貸付金 借受理由 建築塗装業で使用する車両購入資金 貸付金額 1, 5 0 0, 0 0 0 円 貸付決定日 平成 8 年 2 月 9 日 償還期間 平成 8 年 1 0 月 から 平成 1 3 年 9 月 まで 最終返済日 平成 2 5 年 8 月 1 4 日</p> <p>(2) 債務者</p> <p>借受人 足立区興野在住者 (令和 3 年 4 月 2 1 日 破産免責) 連帯保証人 台東区千束在住者 (平成 8 年 1 2 月 1 5 日 死亡)</p> <p>(3) 放棄する債権の額 (元利金及び延滞金) 1, 0 2 3, 2 0 5 円</p> <p>2 経過 (別紙 1 「債権放棄経過について」 参照)</p> <p>3 債権放棄の理由</p> <p>(1) 借受人が自己破産により本債務の免責を受けた。 (2) 連帯保証人はすでに死亡。連帯保証人の相続人となる「子」は、平成 8 年の保証債務契約時、既に連帯保証人と別生計であり、時効完成もあり回収の見込みがないため、令和 3 年 9 月「足立区債権等処理判定委員会」で債権放棄が妥当との答申を得た。 (3) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p>
今後の方針	<p>本貸付金の新規貸付はすでに終了となっており、引き続き適切な回収業務に努めていく。特に、催告に応じない滞納者に対しては、弁護士による催告なども含め法的措置を実施していく。また徴収不能となっている債権については、徴収停止や債権放棄等、処理方針を明確にして実行していく。</p>

足立区生業資金貸付金 「債権放棄経過について」

1 借受人の償還経過と区の主な対応

時期	対応内容
平成 8 年 1 0 月	償還開始
平成 1 2 年 8 月	償還中断、その後住所不明となるが戸籍調査等により住所地特定し短期間償還されたが、住所変更を繰り返し、養子縁組での氏変更により、連絡が取れない状態が続く
平成 2 1 年 1 2 月	最終償還日から 5 年経過により消滅時効完成（私債権のため債務者から時効の援用が無ければ債権は消滅しない）
平成 2 3 年 6 月	借受人から分割納付の申し出あり、時効の完成の主張なく 2 回分を償還後、再度償還中断
平成 2 5 年 2 月	足立区への転入判明、徴収員の訪問徴収開始、1 回分を納付した後、償還中断。以後訪問を継続するが借受人と会えず文書催告を継続
平成 2 9 年 1 0 月	区の顧問弁護士から借受人に内容証明郵便を送付するが届かず保管期限満了により返戻
平成 3 0 年 9 月	東京簡易裁判所に訴え提起するが借受人に訴状が届かず保管期間満了につき借受人へは不送達
平成 3 0 年 1 0 月	借受人宅へ現地調査を実施、不現住のため住民票を職権消除(平成 3 0 年 1 1 月)
平成 3 0 年 1 1 月	東京簡易裁判所に訴え提起(公示送達)
平成 3 1 年 1 月	請求認容判決を取得、その後も借受人からの償還無し
平成 3 1 年 2 月	借受人の預貯金照会を 2 回実施、いずれも口座残高が 1,000 円未満のため差押えできず
令和 3 年 3 月	官報検索により借受人の破産手続き開始・同時廃止（決定日：令和 3 年 2 月 5 日）が判明、同年 4 月 2 1 日に破産免責許可決定

2 連帯保証人の状況

時期	対応内容
平成 1 2 年 1 2 月	連帯保証人あての郵便物が返戻され調査開始
平成 1 5 年 8 月	連帯保証人の死亡が判明(平成 8 年 1 2 月死亡)
平成 2 9 年 4 月	法的措置の手続き開始に向け連帯保証人の法定相続人を探すが、連帯保証人となる以前に妻とは離婚、子は妻に引き取られていることが判明。子への連帯保証債務の請求を検討したが、借受人への請求を優先的に実施